

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】平成18年3月30日(2006.3.30)

【公表番号】特表2004-515196(P2004-515196A)

【公表日】平成16年5月20日(2004.5.20)

【年通号数】公開・登録公報2004-019

【出願番号】特願2002-546263(P2002-546263)

【国際特許分類】

H 02 H 9/02 (2006.01)

H 02 J 1/00 (2006.01)

H 02 M 7/48 (2006.01)

【F I】

H 02 H 9/02 E

H 02 J 1/00 3 0 9 R

H 02 M 7/48 L

【手続補正書】

【提出日】平成18年2月7日(2006.2.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項6】 前記駆動回路(20)が、  
電源線(25)に一方主電極が接続された第2スイッチング素子(21)と、  
前記第2スイッチング素子(21)の他方主電極に一端が接続され、前記第1スイッチ  
ング素子(30)の前記制御電極に他端が接続された第1出力抵抗素子(22)と、  
前記第1スイッチング素子(30)の前記制御電極に一方主電極が接続され、前記第1  
スイッチング素子(30)の他方主電極に他方主電極が接続され、前記第2スイッチング  
素子(21)の制御電極に制御電極が接続された第3スイッチング素子(24)と、を備  
える、請求の範囲第4項記載の突入電流制限回路。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

この発明にかかる第6局面の装置では、第4局面の突入電流制限回路において、前記駆動回路が、電源線に一方主電極が接続された第2スイッチング素子と、前記第2スイッチング素子の他方主電極に一端が接続され、前記第1スイッチング素子の前記制御電極に他端が接続された第1出力抵抗素子と、前記第1スイッチング素子の前記制御電極に一方主電極が接続され、前記第1スイッチング素子の他方主電極に他方主電極が接続され、前記第2スイッチング素子の制御電極に制御電極が接続された第3スイッチング素子と、を備える。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0066

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0066】**

ゲート - エミッタ容量  $C_{GE}$  の充電は、時刻  $T_1$  まで定常的に継続する。時刻  $T_1$  では、ゲート - コレクタ容量  $C_{GC}$  の充電が開始され、その結果、ゲート - エミッタ間電圧  $V_{GE}$  は一定の電圧（すなわち、ミラー電圧{Miller voltage}） $V_m$  にとどまる。コレクタ電流  $I_{CHG}$  は、ゲート - エミッタ間電圧  $V_{GE}$  の上昇とともに増加し、時刻  $T_1$  でその最大値  $I_{chg1}$  に達する。

**【手続補正4】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0085

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0085】****5. 実施の形態5**

図12は、実施の形態5の電力変換装置の構成を示す回路図である。この電力変換装置402は、スイッチング素子30としてMOSFET40が用いられている点において、実施の形態1の電力変換装置401とは特徴的に異なっている。スイッチング素子30として、電荷駆動型のスイッチング素子が一般に利用可能である。電力変換装置401におけるIGBT、および電力変換装置402におけるMOSFETは、広く用いられており、様々な定格のものが入手可能であるという利点がある。